

議案第41号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のように認定及び変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

三次市長 福岡誠志

1 認定する路線

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
十日市441号線	三次市十日市南六丁目135番60地先	
	三次市十日市南六丁目141番12地先	
十日市442号線	三次市十日市南六丁目1759番18地先	
	三次市十日市南六丁目1759番12地先	
八次228号線	三次市畠敷町1814番5地先	
	三次市畠敷町1815番12地先	
十日市443号線	三次市十日市東一丁目988番1地先	
	三次市十日市東一丁目988番3地先	

2 変更する路線

路線名	新旧	起 点 終 点	重要な 経過地
十日市22号線	新	三次市十日市中四丁目2594番1地先	
	新	三次市十日市中四丁目2510番1地先	
	旧	三次市十日市中四丁目955番1地先	
	旧	三次市十日市中四丁目2593番3地先	
十日市24号線	新	三次市十日市中四丁目2502番5地先	
	新	三次市十日市中四丁目954番地先	
	旧	三次市十日市中四丁目2502番5地先	
	旧	三次市十日市中四丁目2493番地先	